

総合高等職業訓練校規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 社団法人横須賀三浦建設協会総合高等職業訓練校（以下、訓練校という。）は、労働経済の変化及び技術革新の進展に対処し、技能労働の職業に必要な能力を開発し、その向上のために職業訓練及び技能検定を行うことにより、職業人として有能な技能者を要請し、もって職業の安定と技能者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(訓練・課程)

第2条 訓練校は、普通課程の普通職業訓練を行う。普通課程の普通職業訓練は、高等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を対象として、2ヶ年間の修学により専門的な技術を付与する訓練を行う。

(訓練科)

第3条 訓練校には、建築科・左官科・建築板金科・木工科（建具）・石材科・表具科・とび科・造園科・電気科・屋根施工科・並びにその他必要科目を設ける。

(修学年限)

第4条 訓練校の修学年限は2ヶ年とする。ただし、学科・実技は1週3回を基本とし、1日夜間午後6時から午後9時までの3時間を原則とする。また、必要に応じて郊外授業を行うものとする。

(合格証書)

第5条 訓練校の課程を修了し、技能照査に合格した者は、神奈川県知事並びに本校校長の合格証書を交付し、技能士補と称することができる。

第2章 学科及び実技

(学科及び実技)

第6条 訓練校が行う学科及び実技は、職業能力開発促進法に基づく系基礎学科・系基礎実技並びに専攻学科・専攻実技の訓練基準により行う。系基礎学科・系基礎実技及び専攻学科・専攻実技の基準は別に定める。

(履修時間)

第7条 訓練校における2ヶ年訓練の系基礎学科・系基礎実技及び専攻学科・専攻実技の履修時間は、別表に定める履修時間の基準により行う。

(卒業者の認定)

第8条 訓練校においては、2ケ年の訓練期間において、系基礎・専攻のそれぞれの学科・実技の訓練時間を80%以上履修した者を卒業者とする。

(課程の終了認定)

第9条 課程の終了認定は試験による。訓練期間1ケ年以内毎にそれぞれ1回試験を行い、最終年に技能照査の学科及び実技の考査を行い、合格者を終了者と認定する。

第3章 入学・休学・退学・訓練費等

(入学)

第10条 訓練校に入学しようとする者は、次の各号の1に該当する者に限る。

(1) 高等学校卒業者

(2) その他、前号と同等以上の学力があると認められる者

2 訓練校に入学する者は、本校所定の入学願書に所定事項を記入し、職業訓練指導員(以下、指導員という。)を定め所定の期日までに本校に提出しなければならない。

3 訓練校に入学許可を得た者は、直ちに保証人1名を定め、所定の入学金を納入し、その他必要な手続きをとらなければならない。

4 保証人は指導員をもってこれにあてる。保証人は訓練生の在学中の一切の事項について責任を負うものとする。保証人又は指導員に変更のあった場合には、直ちに届けなければならない。

(休学)

第11条 訓練生が疾病・負傷その他やむを得ない事由によって2ヶ月以上就学することができないときは、その事由を示す書面を添え保証人又は指導員と連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第12条 疾病・負傷その他のやむを得ない事由により退学しようとするときは、保証人又は指導員と連署のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

(訓練費)

第13条 訓練費は、別に定める金額を、その訓練開始前の指定日までにこれを納入しなければならない。ただし訓練費は必要に応じて、これを変更することができる。一度納入した訓練費その他の納入金はこれを返還しない。

(地区外生)

第14条 地区外又は協会の会員以外から、本校に入学を希望する者があるときは、選考の上これを許可することができる。

2 入学許可を受けた者は社団法人横須賀三浦建設協会(以下、協会という。)

の会員となり、職業訓練指導員を定めて所定の入学手続きをとり、別に定める訓練費を納入しなければならない。

(学年及び休校日)

第15条 一学年は毎期4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

2 訓練校の休校日は、毎日曜日及び国民の祝日とする。

3 夏季及び冬季においては、それぞれ4週間ないし2週間の休校日を定める。

(休日の試験等)

第16条 製作実技試験、技能照査試験等が昼間において行われる場合には、日曜日又は国民の祝日をもって行うことができる。

第4章 賞 罰

(表 彰)

第17条 本校の訓練生において次の各号の1に該当するときはこれを表彰する。

(1) 学業優秀、品行方正、課業精勤な者

(2) 他の訓練生の模範となる行為のあった者

(3) 学業において皆勤した者

2 表彰は年次ごとの終了時又は卒業時に際して、その都度行われる。

(停学・退学・除籍等)

第18条 本校の訓練生において次の事項に該当するときは、これを停学、退学、除籍することができる。

2 次の各号の1に該当する者に対しては停学に処する。

(1) 素行不良の者

(2) 訓練生の本分に反する行為のあった者

3 次の各号の1に該当する者に対しては退学に処する。

(1) 素行不良にしてその改悛の情のない者

(2) 学業成績劣悪なる者

(3) 疾病・負傷等により成業の見込みのない者

(4) 学業につきその出席が常ならぬ者(出席率が50%以下の者)

4 次の各号の1に該当する者に対して除籍に処する。

(1) 前項に該当し、退学の手続きをしない者

(2) 授業料の滞納が6ヶ月以上に及ぶ者

第5章 役員・職員組織

(組 織)

第 19 条 本校には、次の役員及び職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 副校長 1 名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1 名

(役員の仕事及び任期)

第 20 条 校長は本校運営の総括を計り、必要と認めたときは理事会を招集しその議長となる。任期は 2 年とし重任は妨げない。

- 2 副校長は校長を補佐する。任期は 2 年とし重任は妨げない。
- 3 理事は協会の理事長、副理事長、常任理事及び各単組の組合長で組織し、本校運営の審議にあたる。なお、会計及び会計監査は協会の会計担当理事及び監事があたる。

(付 則)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。